



Title	阪大法学 第六六巻 総目次 (一～六号)
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2017, 66(6)
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79218
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

阪大法学 第六六卷 総目次 (一～六号)

論 説

療養のための休暇・休職制度				
——公務員の世界にみるその沿革——	小 寫 典明	一	一	一
原発の政治学 (二)				
——福島第一原発事故発生以前における東京電力の政治権力・経済権力——	上川龍之進	一	五七	五七
証拠の喪失・廃棄に関する訴訟手続濫用法理の展開と手続打切り論	岩崎 正	一	一〇一	一〇一
憲法における「人民」の位相 (二)				
——合衆国における人民立憲主義論を素材として——	岡室 悠介	一	一二三	一二三
営業秘密の刑事的保護				
——韓国の「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」を中心に——	文 熙泰	一	一四五	一四五
憲法における法規命令の「機能」論 (一)				
——ドイツ公法学における体系化アプローチを参考に——	宮村 教平	一	一七五	一七五
動産取引における物権移転と債権関係移転の関係				
——寄託契約を素材として——	平田 健治	二	一	三〇五
原発の政治学 (三・完)				
——福島第一原発事故発生以前における東京電力の政治権力・経済権力——	上川龍之進	二	一三	三一七
ドイツにおける行政訴訟の類型の歴史的展開 (一)	長谷川佳彦	二	四三	三四七
憲法における「人民」の位相 (二)				
——合衆国における人民立憲主義論を素材として——	岡室 悠介	二	八三	三八七

憲法における法規命令の「機能」論(二・完)

——ドイツ公法学における体系化アプローチを参考に——

宮村 教平 二 一一五 四一九

「同一労働同一賃金」に関する覚書

小島 典明 三 四 五 四六一

税法における命令委任と租税法律主義の潜脱

谷口勢津夫 三 四 三一 四八七

オーストラリアの学部教育を中心とした法学課程とその変容

——社会の変化はオーストラリアの大学の法学教育を
どのように変えつつあるか——

福井 康太 三 四 五五 五一

加納 香

三 四 五五 五一

イタリアにおける「司法協力者」制度の生成過程

松田 岳士 三 四 八三 五三九

不安の抗弁権と倒産手続

——民法(債権関係)改正論議を手がかりに——

松井 和彦 三 四 一〇九 五六五

譲渡担保の法的性質論に関する覚書

高橋 智也 三 四 一三七 五九三

国連海洋法条約における「軍事調査」の位置

——「海洋の科学的調査」との関係——

和仁健太郎 三 四 一五七 六一三

時効における合意の自由

齋藤 由起 三 四 一八五 六四一

不当条項差止訴訟における一部無効条項の処理

武田 直大 三 四 二一九 六七五

オバマ大統領の広島訪問と核軍縮の課題

黒澤 満 三 四 二四五 七〇一

成年後見人による財産処分と遺言

冷水登紀代 三 四 二七一 七二七

フランス法における「相続財産の負担」

宮本 誠子 三 四 二九一 七四七

自然生殖における母子関係

——歴史的観点から——

中 弘 三 四 三三三 七六九

登記原因における意思決定の「場」

三 四 三四九 八〇五

フランス法における子の第三者への委託

——子の利益のための「一時性」と「安定性」——

白須真理子 三 四 三七一 八二七

公務員の再任用

——その仕組みと現状——……………小寫 典明

中立的行為による幫助犯の成立と可罰性(一)……………金ジャンディ

憲法における「人民」の位相(二・完)……………岡室 悠介

——合衆国における人民立憲主義論を素材として——……………悠介

戦後日米関係と秘密保護……………小島 吉之

——情報協力模索 一九四五—一九六〇——……………吉之

「同一労働同一賃金」に関する覚書 続……………小寫 典明

——公務員にとっては他人事の世界——……………青竹 美佳

相續における内縁配偶者の法的地位について……………長谷川佳彦

ドイツにおける行政訴訟の類型の歴史的展開(二)……………七

議會による執行のコントロールの概念論からの再検討……………一〇九九

——ドイツにおける一九八〇年代までの……………柴田 堯史

「政府・議會多数派—反対派—図式」の通説化の過程……………申 賢哲

韓国不正競争防止法の一般条項による知的成果物の保護……………金ジャンディ

中立的行為による幫助犯の成立と可罰性(二・完)……………松本 和洋

イングランド初期印刷史における法文献印刷……………悠太

——『ブラクトン』印刷本出版とその影響の検討の前提として——……………六

「総合調整」主体の組織編成……………二〇七

——総理府・総務庁・内閣府に着目して——……………二二七

ヴァージニアG号事件……………一二二

——国際海洋法裁判所判決、二〇一四年四月一四日——……………和仁健太郎

……………五

……………九九三

……………一三三

……………一三三

判例研究

資料

商標法に関する楊和義教授との国際共同研究について……………茶園 成樹 一 一九七 一九七

中国商標法における「その他不良な影響」を有する標識について……………楊和義 一 一九九 一九九
陳思勤／訳

日本の法学部教育に関する傾向分析

——平成二四年度国内四年制大学における……………林智良 一 二二三 二二三
法学系教育部門のカリキュラムを元に……………松本和洋

韓国の児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法について

——児童虐待犯罪を中心に……………金ジャンデイ 一 二八三 二八三

純粹法学に照らしてみた行政裁量

——「ケルゼン・ルネッサンス」シンポジウム……………高田 篤 六 二六一 一二八九

裁量の二重の顔

——行政による自由な決定の余地の法理論的測定……………高田 篤 六 二六四 一二九二
マテياس・イエシテット教授の講演に対するコメント……………前裕大志／訳

マテياس・イエシテット教授の講演に対するコメント……………黄舒凡 六 二九〇 一三一八
宮村教平／訳

行政の行為余地の法理論的検討

——歴史的観点から見た純粹法学の意義……………高田 倫子 六 二九九 一三二七

その他

巻頭の辞……………林智良 三・四 一 四五七
下村 眞美

松川正毅教授 略歴・主要著作目録……………三・四 三九七 八五三